財政援助団体等監査結果報告

[神戸すまいまちづくり公社・神鋼環境ソリューション・神鋼環境メンテナンス共同事業体]

神戸市監査委員	細	Ш	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	山		由	美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和3年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸すまいまちづくり公社・神鋼環境ソリューション・神鋼環境メンテナンス共同事業体(以下「指定管理者」という。)における神戸市からの公の施設の指定管理(神戸市農業集落排水処理施設) に係る出納及びその他の事務で、主として令和2年度執行の事務

2 監査の期間

令和3年8月24日~令和4年3月17日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市農業集落排水処理施設(以下「施設」という。)

施設は、農業集落地域における農業用用排水の水質保全及び生活環境の改善に資することを目 的に設置されている。

施設概要は、第1表のとおりである。

第 1 表 指定管理者及び排水処理施設の所在地等

		事	:	ž		Ē	折				所		在		地									
指		Ţ	定	管	营	理	Į.	;	者	長田	区二	葉町	5丁目	1番	32号									
	排	,	水	処	理	施		設		処	理	場	の	所	在	地	1	処	理	区	域	の	位	置
大	沢	農	業	集落	排水	処	理	施	設	北区	大沢	町中	大沢	字尾.	上4-1	1		北区大		:大沢、	大沢	町中ス	大沢及	び大沢
淡	河	農	業	集 落	排水	処	理	施	設	北区	淡河	町勝	雄字	下川	原137	79		北区淡		淡河	及び泡	と河町	萩原	
萩	原	農	業	集 落	排水	処	理	施	設	北区	淡河	町萩	原字均	抜ノ.	上511	1		北区淡河	「町萩原	17、淡河	「町木津	と及び浴	{河町行	·原
屏	風	農	業	集 落	排水	処	理	施	設	北区	八多	町屏	風字	易石	1			北区八	多町	屏風				
勝	雄	農	業	集 落	排水	処	理	施	設	北区	淡河	町勝	雄字	野尻	1123-	-3		北区淡	河町	勝雄				
和	田	農	業	集 落	排水	処	理	施	設	西区	押部	谷町	和田生	字古	新田1	139		西区押	部谷	町和日	Ξ			
細	田	農	業	集 落	排水	処	理	施	設	西区	押部	谷町	細田4	字上:	垣349	9-2		西区押	部谷	町細日	Ħ			
黒	田	農	業	集落	排水	処	理	施	設	西区	平野	町黒	田字	下川	原296	3		西区平	野町	黒田				
常	本	農	業	集 落	排水	処	理	施	設	西区	平野	町常	本字	西ノ	□ 221	1-2		西区平	野町	常本				
小	寺	農	業	集落	排水	処	理	施	設	西区	伊川	谷町	小寺	字吉	末136	3-3		西区伊	川谷	町小	寺			
田	井	農	業	集 落	排水	処	理	施	設	西区	神出	町北	字三	本松:	326			西区神	出町	田井	及び神	申出町	*北	
新	々	田月	豊 第	業集 ≱	客排 フ	火 処	理	施	設	西区	神出	町宝	勢字》	也田	455-3	3		西区神	出町	宝勢				
北	古	農	業	集落	排水	処	理	施	設	西区	神出	町宝	勢字	木屋	池尻1	1182	2-1	西区神	出町	宝勢	及び岩	計岡町	岩岡	
平	野月	卩路	各農	業集	落排:	水 処	且理	施	設	西区	平野	町印	路字	走崎				西区平	野町	印路				
平	野口	卢木	力農	業集	落排:	水 処	理	施	設	西区	平野	町中	津大	貝 55	5-2			西区平	野町	中津				
神	出	西月	農業	業 集 淳	客排 ク	火 処	理	施	設	西区	神出	町紫	合字ī	西岡	168-2	2		西区神	出町	池田	及び神	申出町	紫合	
神	出	東月	豊 弟	業 集 淳	客排 ス	火 処	理	施	設	西区	神出	町北	字清	水谷!	911-1	1		西区神	出町東	夏、神台	出町北	及び社	申出町	田井
岩	畄	農	業	集落	排水	処	理	施	設	西区	岩岡	町岩	岡字南	前場:	2581			西区岩岡	町岩岡	引、岩岡]町野中	及び岩	岡町印	路
野	中	農	業	集落	排水	処	理	施	設	西区	岩岡	町野	中字	伸出:	道下1	1541	1-2	西区岩	岡町	野中》	及び岩	計岡町	岩岡	
西	脇	農	業	集落	排水	処	理	施	設	西区	岩岡	町古	郷字	富吉	西271	10		西区岩	岡町	西脇	及び岩	計岡町	古郷	
神	出i	南 月	農業	業 集 淳	客排 フ	火 処	理	施	設	西区	神出	町南	字行約	綱199	9-3			西区神	出町	南				
広	谷	農	業	集落	排水	処	理	施	設	西区	神出	町広	谷字均	竟谷:	257			西区神 及び神			申出町	古神、	神出	町勝成
吉	生	農	業	集落	排水	処	理	施	設	西区	神出	町紫	合字:	北岡8	803			西区神	出町	紫合	及び神	申出町	*北	
寺	谷	農	業	集落	排水	処	理	施	設				-					西区櫨	谷町	寺谷				
僧	尾	農	業	集落	排水	処	理	施	設	北区	淡河	町南	僧尾	字白:	谷144	49-1	1	北区淡	河町	北僧月	尾及て	ド南僧	尾	
中	山•	野	瀬.	農業集	集落排	水	処理	捷	設	北区	淡河	町野	瀬字と	出合	1223-	-1		北区淡	河町	中山》	及び後	と河町	野瀬	

(2) 指定管理者及び選定理由

ア 指定管理者 神戸すまいまちづくり公社・神鋼環境ソリューション・神鋼環境メンテナンス 共同事業体

代表者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 (その他の構成員)

株式会社神鋼環境ソリューション 神鋼環境メンテナンス株式会社

イ 選定理由

指定管理者候補者の選定にあたっては1団体から提案があり、提案書類等について、事業計画・事業提案・収支予算等を選定基準に基づいて総合的に評価し、選定を行った。

その結果、実績も踏まえた提案として評価でき、安定した運営が期待できること及び3社により共同事業体を組むことにより更なるレベルアップが期待される(※)ことから、指定管理者選定評価委員会で選定されている。

※ 平成29年度までは、共同事業体ではなく一般財団法人神戸すまいまちづくり公社が単独で 指定管理者として選定されていた。

(3) 指定期間 平成30年4月1日~令和5年3月31日(5年間)

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、施設の管理運営及びそれに付随する業務等であり、主な業務量の比較は第2表のとおりである。

第2表業務量の比較

(単位 比率:%)				
項目	令和2年度	令和元年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
地区	26地区	26地区	0地区	0.0
処 理 場	25箇所	25箇所	0箇所	0.0
管路延長距離	252km	252km	Okm	0.0
処 理 水 量	1, 284, 304 m ³	1, 187, 708 m ³	96, 596 m³	8. 1

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等は、第3表のとおりである。

第 3 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額:千円 比率:%)

(十四 亚欧、117 701 . //	令和2年度	令和元年度	
	7/11/4/皮	7.44几千皮	対 前 年 度 対前年度
	金額構成比率	金額構成比率	増減増減率
指 定 管 理 料	179, 207 100. 0	177, 416 100. 0	1, 791 1. 0
(うち補修工事)	(18, 092) (10. 1)	(21, 291) $(12. 0)$	$(\triangle 3, 199)$ $(\triangle 15.0)$

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や弁護士、公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和 2 年度の総合評価は 5 段階評価 (AAA、AA、A、B、C) のうち、AA (提案内容の達成度や過去実績との比較を踏まえて、

概ね良好をやや上回る管理運営がなされている)となっており、その所見は「コロナの影響がない施設。適切に運営されている。環境学習への取り組みも行っており、評価できる。」となっている。

5 監査の結果

施設の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

また、神戸市所管局においては指定管理者が今後適正な事務処理に努められるよう指導されたい。

(1) 指摘事項

ア 審査請求の教示を適正に行うべきもの

排除汚水量減量認定通知書では、審査請求の教示ではなく誤って異議申し立ての教示を行っており、処分の取り消しの訴えについての教示もなかった。そして、排除汚水量減量認定の取り消しを行った事例については、教示がなされていなかった。

また、使用者への使用料の請求にあたっては、指定管理者は基本的には納付書による納入通知を行っており、納付書では教示がされているが、納付書を使用せず送付文及び請求書の送付だけを行っているものについては教示がなされていなかった。

不服申立てをするべき行政庁等の教示については行政不服審査法第82条に定められており、 審査請求ができる処分をする場合には、審査請求ができる旨及び期間を書面で教示しなければ ならないこととされている。

そして、指定管理者が行う処分については、神戸市の作成する公の施設の指定管理者制度運用マニュアルにより次のとおり示されている。

<公の施設の指定管理者制度運用マニュアル>

8.4.2 指定管理者が行う業務に関する事項

- ・指定管理者は、条例の規定に基づき使用許可等の行政処分を行うことができますが、その場合、「行政庁」に相当するため、当該処分について、行政手続条例等の適用を受けるとともに、行政事件訴訟法第11条第2項の規定による取消訴訟の被告となる場合があります。
- ・指定管理者が行った処分にかかる審査請求については、地方自治法第 244 条の 4 第 1 項の規定 に基づき、地方公共団体の長に対してするものとされています。
- ・上記 2 点に関しては、法律(行政事件訴訟法第 46 条、行政不服審査法第 82 条)により、行政 処分を行う際に教示が義務付けられていますので、その旨を指定管理者に周知してください。

指定管理者は、処分の相手方の権利利益の救済を得る機会を十分に確保するため、適正に教示するべきである。

神戸市所管局は公の施設の指定管理者制度運用マニュアルに従い適正に業務を行うよう指定 管理者に周知するべきである。また、神戸市所管局は排除汚水量減量の認定等について指定管 理者からその都度、申告者に対する通知を添えた報告を受けていることから、報告内容については十分に確認し、誤りや記載が不足する事項があれば適正に教示を行うよう指導するべきである。

凡例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。

対前年増減額及び率の場合は、零を含む。

「一」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。

「ほぼ皆増」-----増加率が1,000%以上のもの。

「ほぼ皆減」-----減少率が 1,000%以上のもの。

4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。